

障害者移動支援重要事項説明書

令和6年4月1日変更

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して花巻市地域生活支援事業実施要綱に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上の御注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者

名 称	社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会
所在地	岩手県花巻市石神町364番地
電話番号	0198-24-7222
代表者氏名	会 長 高 橋 照 幸

2 事業所の概要

事業所の名称	花巻市社会福祉協議会 指定介護センター障害者居宅介護事業所
事業所の所在地	岩手県花巻市石神町364番地
電話番号	0198-24-7734
管理者氏名	晴 山 順 子
法令遵守責任者	花巻市社会福祉協議会常務理事 細 川 祥
事業の実施地域	花巻市の区域

3 営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	7時～22時 (受付時間 8時30分～17時)

4 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
管理者	1人	人	職員及び業務の管理
サービス提供責任者	人	人	移動支援計画の作成及び移動支援の提供、調整等
居宅介護員(ホームヘルパー)	人	人	移動支援の提供
事務職員	人	人	事業執行に係る事務処理

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所では花巻市が決定した「支給量」に基づき、利用者証に記載された利用上限数量内で、利用者の意向や心身の状況を踏まえて、下記のサービス内容から「移動支援計画」を定めます。「移動支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(1) サービス内容

ア	個別支援が必要な障害者に対するマンツーマンによる支援を行います。
イ	視覚障害がある方及び脳性まひなどの全身性障害がある方など、屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。
ウ	官公庁や銀行等の公共機関への用務など、社会生活上不可欠な余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。
※	1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

(2) 利用者負担額

上記サービスにかかる利用料金に対しては、花巻市地域生活支援事業要綱第4条第2項第7号及び第7条の規定並びに社会福祉法人花巻市社会福祉協議会障害者移動支援事業運営規程に基づき、お支払いいただきます。

サービス利用料

サービス内容	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	以後30分増すごとに
外出介護（身体を伴う）	<u>2,560円</u>	<u>4,040円</u>	<u>5,870円</u>	<u>830円</u>
外出介護（身体を伴わない）	<u>1,060円</u>	<u>1,970円</u>	<u>2,750円</u>	<u>700円</u> (15分増すごとに350円)

・生活保護世帯は、利用者負担額が免除となります。

(3) 利用者負担に関する月額上限

1カ月当たりのサービスにかかる負担については、世帯状況に応じて利用者負担上限月額設定され、それ以上の負担がある場合は、花巻市より補助金交付があります。

(4) 交通費

花巻市にお住まいの方は、無料です。ただし、交通機関を利用した場合の交通費は、実費を徴収します。

公用車等の利用（利用者等の公用車同乗は不可）により通常の事業の実施地域（花巻市の区域）を越えた時点から、1km当たり25円を徴収します。またその場合には、あらかじめ利用者又は利用者家族に対して、その実費等について説明を行い、文書により同意を得ることとします。

(5) キャンセル料

利用者の都合によりキャンセルが必要になった場合、キャンセル料はいただきません。ただし、御利用日の前日までに御連絡ください。

(6) 支払い方法

利用料金は、1ヵ月ごとの精算になります。毎月、15日までに前月分の請求をさせていた

だきますので、25日までにお支払いください。

6 サービスの利用

(1) サービスの利用開始

移動支援計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を行います。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに、文書等でお申し込みください。

イ 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに、文書で通知いたします。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に終了いたします。

(ア) 利用者が施設に入所した場合

(イ) 利用者が利用者証の交付が受け取られなかった場合

(ウ) 利用者がお亡くなりになった場合

(エ) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(オ) 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合

エ その他

(ア) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は事業者が破産した場合、利用者は文書等で解約を通知することによって、直ちにサービスを終了することができます。

(イ) 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、金額の支払いがあるまで利用者に対するサービスの全部又は一部の提供を停止する場合があります。また、一時停止をした後14日経過しても金額の支払いが無い場合、事業者は利用者の健康、生命に支障がない場合に限り、この契約を終了させていただく場合があります。

(ウ) 利用者や家族などが事業者やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、直ちに契約を終了させていただく場合があります。

(エ) 利用者や家族などの責任において事業者やサービス従事者が損害を被った場合は利用者や家族にその損害を請求する場合があります。

7 当事業所の移動支援の特徴

(1) 運営の方針

事業所の居宅介護員は、障害者の心身の特性を踏まえて、移動支援を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

ア 利用日を変更や追加する場合

(ア) 利用日を変えたい場合は、サービス提供期日の7日前までに事業所へ申し出てください。また、利用者の都合でサービスを受けられない場合にも御連絡ください。

(イ) 利用日を増やしたい場合は、花巻市地域生活支援事業実施要綱により手続きをしてください。

(ウ) 居宅介護職員宅への直接連絡には応じかねます。

イ 居宅介護職員の禁止行為

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者に対する暴力、長時間放置又は心理的言動などによる虐待行為②医療行為③利用者又は家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり④利用者又は家族等からの金銭、物品の授受⑤利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他、利用者又は家族等に行う迷惑行為 |
|--|

8 秘密保持

(1) 居宅介護職員は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後及び退職した場合も同様です。

(2) 事業者は、利用者又は家族からあらかじめ同意を得た上で、サービス担当者会議において、利用者又は当該家族の個人情報を用いる場合があります。

9 緊急時の対応

サービスを提供中に、利用者の心身状況に異変その他緊急事態があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医又は協力医療機関に連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

10 虐待防止及び身体拘束の適正化について

(1) 居宅介護職員は、利用者に対し暴力、長時間放置又は心理的言動などによる虐待行為を行いません。

(2) 居宅介護職員は、利用者に対する虐待行為を発見しやすい立場にあることを自覚して、早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは関係機関に通報します。また、国及び地方公共団体が講ずる虐待防止のための啓発活動及び虐待を受けた者のための施策に協力するよう努めます。

(3) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

ア 虐待防止に関する責任者を選定しています。

イ 苦情解決体制を整備しています。

ウ 居宅介護職員に対する虐待の防止等を啓発・普及するための研修を実施します。

エ 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置するとともに委員会での検討結果を居宅介護職員に周知徹底します。

1 1 事故発生時の対応

(1) サービスの提供中により事故が発生した場合は速やかに花巻市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、サービスの提供にともなって、事業所の責めを期する事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、利用者及びその家族に故意又は過失が認められる場合には、利用者及びその家族の置かれた状況を考慮して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

(3) 事業者は、事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

ア 利用者及び家族が、契約時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

イ 利用者及び家族がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

ウ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

エ 利用者及び家族が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因した損害が発生した場合。

1 2 衛生管理等

(1) 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる必要な措置を講じます。

ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底しています。

イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

ウ 従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3 業務継続計画の策定等

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）

を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.4 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における苦情や御相談は、次の窓口で受け付けます。

花巻市社会福祉協議会指定介護センター障害者 居宅介護事業所 電話 24-7734	苦情解決責任者 晴山順子 苦情受付担当者 細川麻理
花巻市社会福祉協議会 電話 24-7222	苦情解決第三者委員 照井昭志 電話 23-7467 瀧田ヒサエ 電話 24-9465

(2) 当事業所以外にも、下記の窓口で苦情・相談の受付をしています。

- ア 花巻市健康福祉部障がい福祉課 電話 24-2111
- イ 岩手県福祉サービス運営適正化委員会 電話 019-637-8871
- ウ 岩手県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 019-604-6700

1.5 事業者の概要

名称・法人名 社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会
代表名 会長 高橋 照幸
所在地 岩手県花巻市石神町364番地
電話番号 24-7222

主な事業内容

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 老人デイサービス事業
- (4) ふれあいホーム派遣事業に関する事業
- (5) 障害福祉サービス事業
- (6) 障害者基準該当生活介護事業
- (7) 地域包括支援センターの受託運営
- (8) 居宅介護支援事業
- (9) 介護予防支援事業
- (10) 訪問介護（介護予防訪問介護）事業
- (11) 訪問入浴介護（介護予防訪問介護）事業

重要事項説明年月日 令和 年 月 日

障害者移動支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 花巻市石神町364番地
名称 社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会
会長 高橋 照幸 印

事業所 所在地 花巻市石神町364番地
名称 花巻市社会福祉協議会指定介護センター障害者居宅介護事業所

説明者 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から障害者移動支援介護についての重要事項の説明を受け、サービス提供を受けることに同意します。

利用者 住所

氏名 印

家族又は代理人 住所

氏名 印

(利用者との継続又は関係.....)